

# 税務署からのお知らせ

◇国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると自宅などで確定申告書が作成できます。作成した申告書は書面で印刷して送付するか、e-Taxで送信(事前準備が必要)のいずれかでご提出ください。

◇「確定申告書等作成コーナー」の操作や確定申告に関する質問・相談がある場合、まずは電話にてお問い合わせください。  
◇所得税・個人消費税の確定申告会場を次のとおり開設します。  
なお、確定申告会場の開設日までは、相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。

【会場】 本庄税務署  
(本庄市駅南2・25・16)  
【期間】 2月16日(金)～3月15日(木)  
※土、日を除く  
【時間】 午前8時30分～  
受付 午前8時30分～

## 相談 午前9時～午後5時

※申告書の作成には時間がかかりますので、午後4時頃までにお越しください。なお、会場の混雑状況により、受付を早めに締め切ることがあります。  
相談内容が複雑な場合は、午後3時頃までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

※駐車場は混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。  
※確定申告会場では、ご自身でパソコン操作し、申告書を作成していただけます。

## ◎公的年金などを受給されているかたへ

確定申告不要制度のお知らせ  
公的年金などの収入金額の合計額が40万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要でない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

※所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受けられる場合には、確定申告書の提出が必要となります。

※平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金などを受給されているかたは、この制度は適用されません。

## ■作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク  
☎0570・01・5901  
【受付日】月～金曜日(祝日を除く)

## ■確定申告などに関するお問い合わせ

本庄税務署  
☎22・2111  
(自動音声で「案内します」)

## 町長コラム

109

### 2月2日は何の日？

日本記念日協会によると、2と2でおじいさんの愛称「じいじ」の語呂合わせから、おじいさんに感謝する日「おじいさんの日」とのこと。ちなみに、8月8日は「ばあば」の語呂合わせから「おばあさんの日」だそうです。

私も、孫が3人います。もちろん孫は「じいちゃん」と私を呼びます。妻はやっぱり名前前で呼ぶよう訓練しました。お陰で3人とも「おばあちゃん」とは呼びません。

ところで、高齢者の運転する自動車事故報道が絶えません。事故後、「家族が車の運転をやめるよう説得していた」と聞くと悲しくなりますよね。農業をしたり、買物や病院に行くには必需品ですもの。町では、代替施策を用意しているものの、自家用車のようにありません。

せめて、心身共に健康を維持するため、運動する機会や地域との関わりを持ち、できればミムリン健康ポイント事業やいきいき事業などで健康を維持し、各種健診も受診して認知症を含む生活習慣病の予防を心がけていただきたいと思います。

さて、今月は健康ポイントの交換を予定しています。まだ、この事業に参加していないかた、4月から新たな年度でスタートしますので、ぜひご参加ください。随時申請を受け付けていますし、ご家族なら代理申請も可能です。

さらに、スマートフォンでも参加できます。ポイントは30歳以上から獲得できます。ストアアプリから「ミムリン」と入力し、ダウンロードしてご参加ください。きっと良いことがありますよ！

## もしもに備えたシミュレーション!!

### 災害ボランティアセンター運営訓練

本庄市・児玉郡内の各社会福祉協議会共催で「災害ボランティアセンター運営訓練」を開催します。

いつ、どこで起きるか分からない大規模災害に備えるため、訓練をとおして「災害時のたすけあい」について一緒に考え、行動してみませんか？  
みなさまのご参加をお待ちしています。

#### 主な内容

◎災害時のたすけあいについての講義  
◎災害ボランティアセンター運営訓練

■日時 3月3日(土)

■時間 午前10時～午後3時30分

■場所 本庄市立本庄東中学校

■多目的室

■定員 60名

■参加費 800円(テキスト・保険代)

■申込期限・方法 2月16日(金)までに電話

※定員になり次第締め切る場合があります。

※昼食は、赤十字奉仕団のみなさんによる炊き出しがあります。

【申込み・問合せ】  
社会福祉協議会 ☎76・3601

## 農業委員会からのお知らせ

### ■農地を所有されているかたへ

農地を住宅や駐車場、資材置場など耕作以外の目的で使う場合は、農地法に基づく転用の許可が必要です。



転用をお考えのかたは事前に農業委員会にご相談ください。

### ■農地を貸し借りされるかたへ

貸し借りした農地を返すとき、境界が分からなくなり困る事例があります。

境界の確認は貸主と借主の責任で行うこととなりますので、返却時のトラブルを避けるため、次の点にご注意ください。  
①耕作を始める前に、貸主と借主で境界を確認してください。

②畦畔を取り除く場合は、貸主と借主で相談し、復元方法を決めておいてください。

③境界杭は抜かないでください。  
農地の相談は地域の農業委員または農地利用最適化推進委員に!!

問合せ＝農業委員会事務局(農林商工課内) ☎76・5133

## 農業者の皆さまへ 平成31年から収入保険制度がはじまります!

### ■制度の概要

収入保険制度とは、農産物の品目に関わらず、自然災害による収量減少のほか、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

### ■対象者

青色申告(簡易な方式を含む)を行い、経営管理を適切に行っている農業者(個人・法人)が対象です。青色申告を5年間継続していることが基本ですが、加入申請

時に1年分あれば加入できます。

### ■対象収入

自ら生産した農産物の販売収入が対象です。  
※

※米、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、農産物ならどんな品目でも対象になります。(肉用牛、肉用子牛、肉豚および鶏卵は対象外です)

### ■補てん内容

当年の収入が基準収入の9割(5年以上の青色申告の実績が

ある場合)を下回った場合に、下回った額の9割を補てんします。補てん方式は、「掛捨ての保険方式」と「掛捨てとならない積立方式」を組み合わせて選択します。積立方式は選択可能です。

加入条件や詳しい内容は、埼玉農業共済組合にお問い合わせください。

◎本所 ☎048・645・2141  
☎21・0255  
☎honsyo@nosai-saitama.jp  
◎本庄支所